

虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会規定

特定非営利活動法人まあるい心ちゃれんじどの応援団

(目的)

第1条 本規定は特定非営利活動法人まあるい心ちゃれんじどの応援団の事業所における虐待の防止と身体拘束の適切な対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

(委員会の責務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 虐待防止及び身体拘束等適正化のための指針と計画の整備、各種フォーマット、システムの点検等を行う。
- (2) 啓発活動として、各種規定やポスターを掲示し周知に努める。
- (3) 各部署の委員の役割として、
 - ・ 部署内で発生した各種事例の収集と委員会への報告
 - ・ 虐待対応マニュアルに即した流れの把握とフォロー
 - ・ 各種規定及び啓発ポスターの掲示と実施
 - ・ 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修（年1回以上の開催、一体的な開催を可とする）
- (4) 報告された事例について、課題を分析し、再発防止策、検討結果を各部署に伝え、再発防止に努める。
- (5) 必要時、緊急時においては、行政機関に通報又は相談する。
- (6) 最終の定例会にて評価、次年度に向けた取り組みを実施する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- (2) 委員の選任については、当該事業所の管理者、責任者、その他必要とされる者の中で理事会が指名した者とする。
- (3) 委員の中から虐待防止対応責任者を選出する。（虐待防止対応責任者は身体拘束等適正化対応責任者と兼務する）
- (4) 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、理事会が指名した者がその会務を務める。
- (5) 委員には、内部もしくは外部の第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回以上の定例会を開催するものとする。
- (2) 委員長は書記を指名し、議事録を整備、保管する。
- (3) 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (4) 随時に会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

(苦情解決体制の整備)

第5条 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

(権利擁護のための成年後見制度)

第6条 虐待防止対応責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

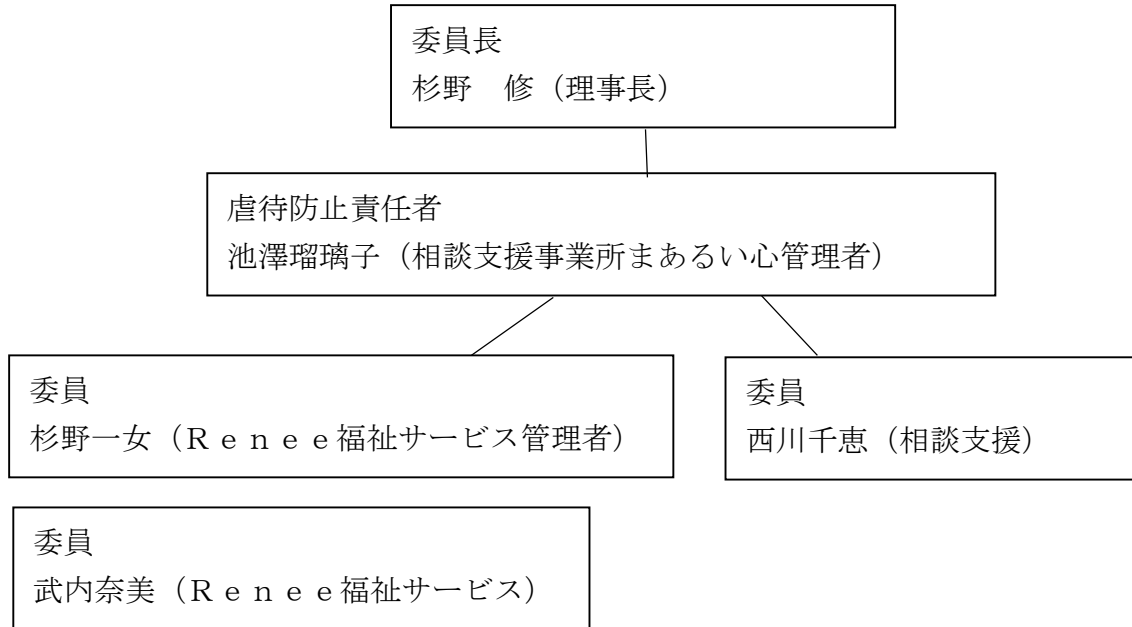
(その他)

身体拘束等適正化検討委員会については、虐待防止委員会と一体的に設置・運営するものとする。

附則 この規定は令和4年4月1日から施行する。

別表

虐待防止委員会組織図



虐待身体的拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人まあるい心ちゃれんじどの応援団

1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。特定非営利活動法人まあるい心ちゃれんじどの応援では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がける。

2. 根拠となる法律

(1) 障害者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 基本方針

(1) 事業所内での共通理解・身体拘束の防止に努める。やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンのための個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

(2) 研修の実施・定期的な教育や研修（年1回以上）を実施する。

- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

(3) 委員会の実施

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。

- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

(4) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、稟議様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由などを記入する。

(5) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(6) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

4. 当該指針は、事業所内に掲示等し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

令和4年4月1日より施行

特定非営利活動法人まあるい心ちゃれんじどの応援団
虐待対応マニュアル

窓口相談や従業員申告による事例・発見の際の流れ

(疑わしい場合も広く含んで対応)

※主要な判断は、客観的立場である委員会が決定

※委員会メンバーが直接のケース関係者の場合、委員会決定には参加させない

<p>緊急性の判断</p>	<p>○受付者(発見者)は虐待防止委員会に相談。 速やかに委員会が緊急性を判断する。</p> <p>○受付記録・会議録を作成し、委員会責任者が確認の後、法人に速やかに報告する。(書式の整理より速やかな報告が優先)</p> <p>○担当部局の管理職等に報告。</p> <hr/> <p>* 緊急性ありの場合: 利用者の安全確認を優先。 委員会により早急に行政機関へ通報し介入依頼。 ※ケアマネジャー等がいる場合は、委員会判断を事前に伝達。ただし一度決めた委員会判断は変更しない。</p>
<p>【緊急性の判断基準】</p> <p>◎24時間以内に安否確認が必要</p> <p>①「職員・家族等から暴力を受けている」「うめき声や泣き声等を聞いた」</p> <p>②「必要な医療等を受けられず衰弱している」</p> <p>③「医療措置が必要なのに、閉じこめられた状態」</p> <p>④「施設等から家族等が無理やり引き取り、家族等による加害が懸念」</p> <p>◎立ち入り(行政の早急な介入)が必要</p> <p>⑤上記①～④の通報を受けたが、職員・家族等の拒否・接触困難により、24時間以内の安否確認ができなかった。</p> <p>⑥虐待を受けている可能性が高く、職員・家族等が面会に拒否的で実態の把握や要援護者の保護が困難。</p> <p>⑦職員・家族等の言動が不安定で一緒にいる要援護者の安否が懸念される。</p>	
<p>情報収集 事実確認</p>	<p>○相談を受けたときは、速やかに委員会が事実確認を行う。</p> <p>確認事項: 虐待の種類・程度、事実と経過、安全確認 身体・精神・生活状況、養護者との関係 関係機関からの情報</p> <p>○原則、現場訪問・要援護者に面会して確認。複数名で訪問。 訪問の際は、要援護者との信頼構築を最優先にし確認事項は柔軟に対応。</p> <p>○安全確認と本人保護を並行して実施(生命の危険性が高い場合)。 要援護者の連れ出し、ショートステイの手配など</p>

初動対応会議	<p>○虐待の有無・対応方針を決定</p> <p>参加者:委員会、相談対応者 その他委員会が必要とする者(外部関係者・管理職など)</p> <p>検討内容:アセスメントの確認見当 支援方針・内容の協議 対応者(関係機関含む)の役割確認・明確化 連絡体制(主担当者)の決定</p> <p>○会議録、支援計画の作成、確認。</p>	
行政へ報告 (通報)	<p>○委員会の指示に基づき報告(通報)</p> <p>※明らかな勘違い等の、虐待気配がない場合以外は報告</p> <p>※報告担当者・相手先・方法(口頭か書面かなど)を委員会が指定</p> <p>報告の結果も委員会が聴き取り</p>	
支援実施	<p>A:</p> <p>「虐待のおそれにとどまる」 「虐待あり既存の枠組みで対応」</p>	<p>○既存サービス活用とケアプランの点検や見直し(の依頼)</p> <p>○用具や介護技術など、改善に資する方法の情報提供</p> <p>○継続的な情報収集・経過観察</p>
	<p>B</p> <p>「虐待あり積極的な介入が必要」</p>	<p>○行政機関へ介入依頼・情報提供 (行政からの継続的な経過の聴取り)</p>
継続対応会議 再アセス・点検	<p>○変化する状況が無いが、委員会が継続的に情報収集(状況の再アセス)</p> <p>○状況の変化による支援方針変更の必要性の検証</p> <p>○委員会による支援方針の修正。</p> <p>【行政機関等に委任の場合は、その会議参加・聴き取りで代替可】</p>	
事後フォロー(再発防止)	<p>○対応会議による評価をもとに、委員会が支援終了を決定。</p> <p>※利用者が尊厳を回復したと認められる場合</p> <p>○要援護者のフォローアップ</p> <p>再発防止のために、サービス利用・地域見守りなど支援等を継続する。</p> <p>継続支援の役割分担を明確化。</p> <p>○計画的な虐待者のフォローアップ</p> <p>継続的な状態観察、環境変更・研修実施など再発防止の取り組み提案</p> <p>【行政機関等に委任の場合は、その決定の聴き取りで代替可】</p>	

虐待防止・感染対策・災害準備委員会 年間スケジュール

2023 年度

月	身体拘束運用 虐待通報 の確認	委員会テーマ・取り扱い内容		ケース検討	全社周知 研修実施
4	実施	感染	感染症(ノロ・食中毒等) の社内対策確認		
5	実施			実施	感染症対策周知研修(全社研修/染症予 防のための原則)
6	実施	災害	備蓄品の確認・検討(感 染症・災害)		
7	実施				
8	実施	感染	感染症(コロナインフル) の対策確認	実施	BCP 周知研修(全社研修/大災害時・コロ ナ発生時の対応)
9	実施				
10	実施	虐待	職員へのハラスメント資 料収集		
11	実施			実施	虐待周知研修(全社研修/虐待防止・職員 へのハラスメント)
12	実施	災害	災害への社内対策の検 討		
1	実施				
2	実施	感染	社内清掃状況の確認		
3	実施	災害 感染	虐待防止計画・感染症対 策計画の更新		